

こ保給第693号  
令和6年7月19日

横浜市こども青少年局  
保育・教育給付課長

各保育・教育施設 代表者様

### 令和6年度加算算定対象人数等認定申請書

(処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ、及び職員処遇改善費及び向上支援費加算Ⅲ)の提出について(依頼)

日頃より本市の保育・教育行政に御協力賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ、及び職員処遇改善費及び向上支援費加算Ⅲにつきましては、「加算の適用の有無」を申請していただき、加算を適用する場合には「加算対象職員数」もあわせて申請していただく必要があります。「加算の適用の有無」にかかわらず、全ての施設・事業所において申請書の提出が必要となりますので、以下のとおり御提出をお願いいたします。

## 1 提出書類・提出方法

### (1) 提出書類

ア 処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ等申請データ(エクセルファイル)

イ 研修受講履歴一覧(エクセルファイル)※

※研修受講履歴一覧に園内研修を記載する場合は「園内研修実施状況報告書」の提出が必要です。

### (2) 提出方法

横浜市電子申請・届出システム

### (3) 申請データのダウンロード・提出先

申請データのダウンロード・提出は市ウェブサイト(下記URL)からお願いいたします。

○横浜市こども青少年局 令和6年度処遇改善等加算等について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodatechien/shinseido/shogu/2024syogu.html>

横浜市 令和6年度 処遇改善等加算等について

検索

## 2 提出期限

令和6年8月16日(金)

## 3 申請データ作成にあたっての留意事項

- (1) 「処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ等申請データ」には処遇改善等加算Ⅰの申請をもとに算出した人数を使用する部分があります。「令和6年度処遇改善等加算Ⅰに係る平均経験年数について(通知)」(決定後に順次送付)に記載の、「申請書に記載された職員のうち、経験年数7年

0か月以上かつ対象職種の職員の人数（職員処遇改善費の申請に使用します）」を御確認のうえ作成してください。

- (2) 「令和6年度 説明テキスト 処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ、職員処遇改善費及び向上支援費加算Ⅲ 申請事務手続き編（令和6年7月版）」、及び「令和6年度 説明テキスト 処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職員処遇改善費 ～制度編～（令和6年7月版）」を必ず御確認ください。また、データ作成に関して不明な点がある場合には、横浜市コールセンターへお問い合わせください。

○横浜市コールセンター : 045-345-6107

**【開設期間】**

令和6年4月1日～令和7年3月31日

受付時間：10時00分～16時00分（6時間/日）

（土日・祝日・年末年始を除く）

#### 4 処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件必須化について

- (1) 令和5年度から処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件が段階的に適用されています。副主任保育士・中核リーダー等については、令和6年度に求める研修修了数は2分野（30時間以上）とし、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）です。

- (2) 職員処遇改善費の研修修了要件は令和6年度から段階的に適用されています。令和6年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）です。

詳細については市ウェブサイト及び「令和6年度 説明テキスト 処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ、職員処遇改善費及び向上支援費加算Ⅲ 申請事務手続き編（令和6年7月版）」の37ページ以降を御確認ください。

○処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/shogu/shogukennshu.html>

横浜市 処遇Ⅱ 研修要件

検索

#### 5 向上支援費加算Ⅲの概算額について

向上支援費加算Ⅲの概算額が必要な場合は市ウェブサイト（下記URL）の「向上支援費加算Ⅲ積算表」を使用し御確認ください。

○横浜市こども青少年局 令和6年度処遇改善等加算等について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/shogu/2024syogu.html>

#### 6 職員処遇改善費の対象人数Cの算定方法を変更

令和5年度までの制度では、経験年数7年以上の保育士等の人数から処遇改善等 加算Ⅱの対象人

数（人数A）を差し引いた数を職員処遇改善費の対象人数Cとしていましたが、6年度からは産育休や病休を取得しているため賃金改善できない場合は、人数Cの算定から除くことが可能になります。なお、研修要件を満たせない職員は原則人数Cの算定から除きます。

申請データに配分可能な人数Cを直接入力してください。申請時以降の変更は不可となります。配分可能かよく御検討の上、申請をお願いします。

【担当】 こども青少年局保育・教育給付課

市内施設給付担当

電話 045-671-0204

※電話番号のお掛け間違いに御注意ください